

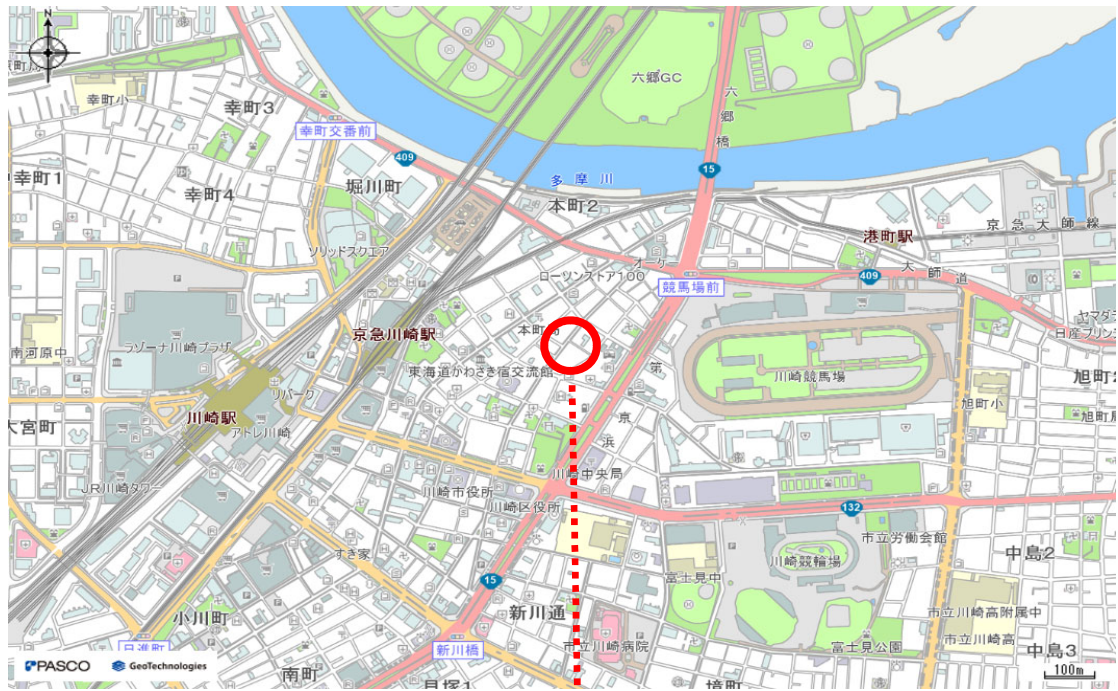
物件調書

物件番号 2

物件名	元川崎警察署稲毛通連絡所				
所在地	川崎市川崎区堀之内町9番23				
住居表示	未実施				
地積（実測）	33.37㎡	地目	宅地	形状	整形
接面道路の幅員及び構造	敷地北西側で幅員約8mの建築基準法第42条第1項第1号道路に等高に接面しています。 （接面道路の最新状況は必ず入札者におかれても御確認ください。）				
法令等に基づく制限	都市計画法・建築基準法	市街化区域			
		用途地域	商業地域		
		建ぺい率	80%	容積率	400%
		その他規制	防火地域等		
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地 該当有無	無		
	その他の法律	洪水浸水想定区域、宅地造成等工事規制区域等			
上記法令等に関する詳細は、川崎市等にお問い合わせください。					
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	供給処理 施設の状況	電気	可
	負担の内容	—		上水道	可
				下水道	可
				都市ガス	可
交通機関	鉄道	JR東海道線、京浜東北線、南武線「川崎駅」から東方約0.7km			
	バス	京浜急行バス「川崎競馬場前」から西方約0.3km			
参考事項	○敷地は令和2年まで交番敷地として使用されていましたが、令和6年に建物除却済みです。 ○敷地には立ち入りを制限するための木杭と番線が設置されており、これらを含めた現況での引渡しとなります。 ○敷地内はほぼ平坦です。 ○上水道については、敷地北西側道路に本管（150mm）が敷設されています。 ○下水道については、敷地内北西側の宅内最終枳から敷地北西側道路内の合流管（350mm）に接続しています。 ○都市ガスについては、敷地北西側道路に低圧の管（100mm）が敷設されています。 ○敷地北東側において、隣接地の建物付帯設備の一部が県有地へ越境しています。 ○越境に関しては隣接地権者と覚書を締結し、付帯設備の改修工事を実施する場合には、自己の責任と負担において付帯設備を自己所有地内に設置するものとしています。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施していません。 ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。				

案 内 図

広域



詳細



明 細 図

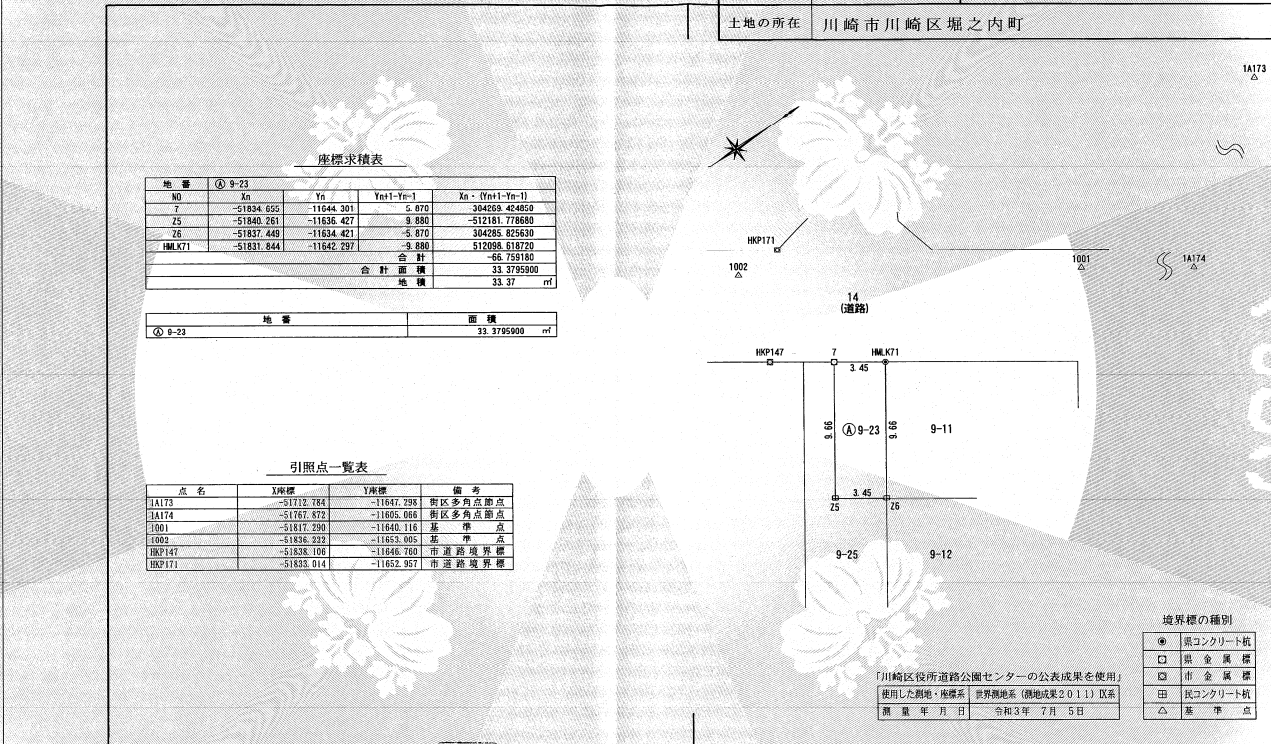


写真 1



写真 2

